

鶴岡市訪問型サービスCの事業実施要綱

平成 29 年 3 月 31 日

告示第 135 号

改正 平成 31 年 3 月 22 日 告示第 64 号

改正 令和 6 年 3 月 29 日 告示第 77 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、訪問型サービス C（鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成 29 年鶴岡市規則第 7 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する訪問型サービス C をいう。以下同じ。）の事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第 2 条 訪問型サービス C の事業は、介護予防ケアマネジメントに基づき当該事業を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の機能低下（運動器機能向上・栄養状態・口腔機能・認知機能の低下）の状況に応じて、集中的に訪問型予防サービスを提供する事業とする。

(事業の対象者)

第 3 条 訪問型サービス C の事業対象者は、居宅要支援被保険者等（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条 4 5 第 1 項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）であって、退院直後等で保健・医療の専門職によるサービス提供により短期間（3 月～6 月）で改善の達成が見込まれるものとする。

(事業の実施)

第 4 条 訪問型サービス C の事業は、介護予防ケアマネジメントにより、1 回 40 分程度、概ね 3 月で週 3 回を上限とする。

2 訪問型サービス C に携わる保健・医療の専門職は、保健師、看護師、管理栄養士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、言語聴覚士、柔道整復師その他訪問型サービス C の職務が適切に行える資格を有する者とする。

3 訪問型サービス C の給付額は、1 回につき 7,500 円 とする。

4 サービス提供の際に費用が生じるときは、その費用は利用者の負担とする

(人員及び設備の確保)

第 5 条 訪問型サービス C の事業の実施の委託を受けた者（以下「事業実施受託団体」という。）は、訪問型サービス C の事業実施のために必要な従業者の員数並びに設備及び備品を確保しなければならない。

(衛生管理)

第 6 条 事業実施団体は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるとともに、感染予防には十分配慮しなければならない。

(安全配慮義務)

第 7 条 事業実施団体は、善良な管理者の注意を持って、安全管理に配慮しなければならない。

2 事業実施団体は、事故が発生する恐れがある場合は、適切な措置を講じるとともに、速やかに市長に報告するものとする。

3 事業実施団体は、事故発生時に備え、損害賠償保険等に参加するものとする。

(事故発生時の対応)

第8条 事業実施団体は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業実施団体は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業実施団体は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 事業実施団体は、前3項に規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、訪問型サービスCの事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から実施する。